

別表

住 宅 耐 震 改 修 証 明 申 請 書

申 請 者 住 所

電 話

氏 名

印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日

年 月 日

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること		
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に要した費用の額		円
	(ロ) 補助金等の交付の有無		有 無
	「有」の場合	補助金等の額	円
	(ハ) (イ) から (ロ) を差し引いた金額		円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	(ホ) (ハ) 又は (ニ) の金額のうちいずれか少ない金額		円

住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったことについて証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-----------------

1. 証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共団体の長	印
----------------	---

2. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

3. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		印		
	住 所				
	指定年月日及び 指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士 の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	

4. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合			合格通知日付又は合格証書日付	
				合格通知番号又は合格証書番号	

5. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
			合格通知番号又は合格証書番号		

(用紙 日本工業規格 A4)

備 考

- 1 ① （２）（イ）の欄は、共有住宅及びマンションについては、住宅耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。
 - ② （２）（ロ）「補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - ③ （２）（ニ）の欄は、租税特別措置法施行令（昭和 26 年政令第 43 号）第 26 条の 28 の 4 第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成 21 年国土交通省告示第 383 号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、住宅耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額）を記載すること。
- 2 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
- ① 「証明を行った建築士」の欄には、住宅耐震改修をした家屋であることにつき証明を行った建築士について次により記載すること。
 - ア) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。
 - イ) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ウ) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - エ) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - ② 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 3 証明者が指定確認検査機関の場合
- ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、住宅耐震改修をした家屋であることにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
 - ア) 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - イ) 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の

18 第 1 項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

- ②「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が住宅耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

ア)「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ)「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ)「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ)「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

4 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- ①「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、住宅耐震改修をした家屋であることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

ア)「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所）を記載するものとする。

イ)「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- ②「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が住宅耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア)「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第 6 条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ)「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ)「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ)「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

5 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

①「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、住宅耐震改修をした家屋であることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

ア)「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

イ)「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

②「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が住宅耐震改修をした家屋であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア)「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ)「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ)「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ)「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。